

【日本がん・生殖医療学会 学術奨励賞 運用規程】

(趣旨)

第1条

このたび、日本がん・生殖医療学会（以下、本学会）では、一般社団法人 マザーアンドチャイルド協会（吉村 泰典 会長）によって寄付された基金を用い、「がん・生殖医療」を促進することを目的として学術奨励賞の交付を制定した。なお、本賞はこれまでの研究業績を鑑み、今後のさらなる発展が期待できる優れた研究者に対して授与されるものであるとともに、研究促進のための助成をおこなうものである。

本規程は、『日本がん・生殖医療学会 学術奨励賞』について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学術奨励賞の対象)

第2条

この規程に基づく学術奨励賞の交付対象は、次に掲げるものとする。

「がん・生殖医療」の成因・診断・治療・予防・開発・普及等に関する一連の業績を有し、かつ今後、当分野の発展に寄与することが有望な研究。なお、本賞は医学のみならず、看護学、心理学、薬学などの広い医療分野から選出されるものである。

(申請者の募集及び資格)

第3条

1. 本学会の会員とする。
2. 若手研究者に機会を与えるため、原則として応募時点で45歳未満とする。
3. 助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。
4. これまで本学会の研究助成を受けていない研究計画並びに研究者（代表者）とする。
5. 施設代表者（所属機関の教授や部長、所属学部長、研究所長、病院長、学長など）の推薦が必要である。
6. 各施設につき1名（代表者）までの申請とする。

(申請及び申請期間)

第4条

1. 申請者は、所定の申請書を本法人に提出しなければならない。
2. 申請者は、毎年8月1日から9月末日までに申請を行うものとする。ただし、本学会が特に必要と認めた場合は、上記期間外においても申請を受け付けることがある。

(助成の対象となる経費)

第5条

助成の対象となる経費は、研究にあたり、通常必要とされる費用ならびに海外派遣および研究者招聘に要する費用とする。また、研究のために臨時に雇入れた者に対する謝礼金も含まれる。

(学術奨励賞選考手続等)

第6条

1. 本法人 総務委員会委員長は、理事長の承認のもと受け付けた申請書を、選考委員会に送付するものとする。
 - 1) 委員長
委員長は総務委員会委員長が担当する。
 - 2) 委員
選考委員会は授賞の対象となる専門分野などを勘案し、総務委員会委員長により指名される 4 名の学会理事および幹事より構成される（合計 5 名）。委員の選出に当たっては、申請者に直接関連のある委員を避けるよう配慮する。学会内で十分な人数の委員確保が難しい場合、総務委員長は、本会会員の学識経験者から委員を選出し委嘱する事ができる。
2. 選考委員会は、第 2 条の学術奨励賞の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。なお、申請者のなかに賞を授与するに足る者がいない場合には、「該当者なし」とすることもある。
3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、授与対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
4. 理事会で決定された事項に基づき、総務委員長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
5. 研究助成金は、金額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。
6. 賞の授与が決定した者は、総会にて表彰を受けるとともに、受賞から 1 年後の学術集会において講演の機会が与えられる。

(学術奨励賞の決定通知)

第7条

前条により決定された学術奨励賞の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(整理保管)

第 8 条

研究助成金の交付を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(報告)

第 9 条

研究助成金の交付を受けた者は、翌年度末に収支について理事長に報告しなければならない。

(監査)

第 10 条

理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、研究助成金の交付を受けた者に対し、経理ならびに研究事項等に関する報告を求め、または経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

(研究報告の発表)

第 11 条

研究助成金の交付を受けて実施した研究の全部または一部を、研究業績集として印刷その他の方法をもって発表することができる。さらに第 6 条に示したとおり、研究助成を受けた課題に関して、原則として 1 年後の本学会学術集会および本学会誌に成果を報告しなければならない。また、その際に本研究助成を受けたことを明示することとする。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第 12 条

学術奨励賞の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本法人は学術奨励賞の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

1. 虚偽の申し出または報告を行なったとき。
2. 対象となる研究活動等が中止になったとき。
3. その他この規程の目的にふさわしくないものと理事会が認めたとき。

(細則)

第 13 条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は本法人の理事長が定める。

【令和元年度 日本がん・生殖医療学会 学術奨励賞 募集要項】

はじめに

日本がん・生殖医療学会（本学会）では、「がん・生殖医療」のさらなる促進を目的とし、その基盤となりうる有望な研究者に対して、学術奨励賞を授与するとともに研究助成金を交付することを決定いたしました。なお、本賞は「一般社団法人 マザーアンドチャイルド協会（吉村 泰典 会長）」の御協力によるものです。

賞および研究助成の対象

1. がん・生殖医療の発展に寄与する臨床研究
2. がん・生殖医療の基盤を支える基礎研究
3. がん・生殖医療の普及に寄与する研究

これらの分野について、独創的かつ将来の発展が期待され、社会への貢献に役立つ研究を助成の対象とする。賞の選考は、これまでの研究業績と研究課題の内容を鑑み、選考員会によって決定される。また、医学のみならず、看護学、心理学、薬学などの広い医療分野からも選出されるものとします。

応募規定

1. 応募者は本学会の会員である個人とする。原則として、これまで学術奨励賞を受けたことがない研究課題、かつ研究代表者を対象とする。
2. 助成金額は1件につき 50万円以内とし、総額 100万円とする。賞の授与および助成金の交付は、次年度の総会にて行われる。
3. 研究助成を受けた者は、1年後の本学会学術集会および本学会誌に成果を報告しなければならない（その際に本研究助成を受けたことを明示すること）。
4. 施設代表者（所属機関の教授や部長、所属学部長、研究所長、病院長、学長など）の推薦が必要である。
5. 各施設につき1名までの申請とする。

応募方法

1. 申請書に必要事項を記載する。
2. 原本とコピー 2部を下記に送付する。

申請書送付先

〒226-0003 横浜市緑区鴨居 6丁目 19-20

(株) ヒューマンリプロ・K内 日本がん・生殖医療学会：事務局